

## インフルエンザ経過報告書

- インフルエンザによる出席停止期間の基準については、学校保健安全法施行規則第19条第2項により、「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで」と規定されていることから、登園する際には、下記事項をご記入・ご確認の上、提出願います。

\*解熱日・・・平熱に戻った日

①～⑥ ……医療機関により記入（※医療機関での記入が難しい場合には、保護者記入でも良い）

⑦ ……保護者記入

※ 医療機関による意見書（医師用）の提出は必要ありません。

①受信医療機関名：	
②医師氏名：	印
③発症日：           年       月       日	（病気による熱等の症状が始まった日）
④診断日：           年       月       日	（医療機関で診断された日）
⑤診断型：   A型   ・   B型   ・   不明	（該当する項目に○を付けて下さい）
⑥処方薬：イナビル・リレンザ・タミフル・ゾフルーザ・その他	（該当する項目に○を付けて下さい）

## ⑦ 体温の経過（測定・・・できれば朝・夜1回、夜1回も可）

	体温測定月日	測定時間：体温		測定時間：体温	
発症日	月   日	午前	時   分：   度	午後	時   分：   度
1日目	月   日	午前	時   分：   度	午後	時   分：   度
2日目	月   日	午前	時   分：   度	午後	時   分：   度
3日目	月   日	午前	時   分：   度	午後	時   分：   度
4日目	月   日	午前	時   分：   度	午後	時   分：   度
5日目	月   日	午前	時   分：   度	午後	時   分：   度
6日目	月   日	午前	時   分：   度	午後	時   分：   度
7日目	月   日	午前	時   分：   度	午後	時   分：   度
8日目	月   日	午前	時   分：   度	午後	時   分：   度

【発熱期間が長く、記録できない場合は、裏面の余白を使い、記入してください。】

下記の通り、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過しましたので、出席停止措置の解除をお願いいたします。

\_\_\_\_\_年    月    日

園児名：\_\_\_\_\_

保護者名    ： \_\_\_\_\_ 印

## インフルエンザにおける出席停止期間（幼稚園・認定こども園・保育所等）

出席停止期間⇒発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで。

※発症した次の日を1日目として5日間は出席停止となる。

発症後3日目以降に解熱した場合には、解熱後3日を経過するまで出席停止となるため、5日を越えての出席停止となる。

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
	発症した後5日登園不可								
発熱	→ 解熱	×	×	×	×	○	○	○	○
発熱	→ 解熱		×	×	×	○	○	○	○
発熱	→ 解熱			×	×	×	○	○	○
発熱	→ 解熱				×	×	×	○	○
発熱	→ 解熱					×	×	×	○

☆1日のうちで発熱したり下がったりした場合は発熱期間とします。  
 ☆治癒証明書の提出は必要ありません。